

議事日程第 1 号

令和 3 年 (2021 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程
令和 4 年 (2022 年) 2 月 28 日午前 9 時 30 分開議
議会期間 (令和 4 年 2 月 28 日から同年 3 月 25 日まで 26 日間)

日程第 1	発議第 1 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	議員提出議案第 1 号	大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 1 号	大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について
日程第 4	議案第 2 号	報酬並びに費用弁償支給条例及び大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 3 号	大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 4 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 5 号	大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 号	大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 7 号	大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 8 号	大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 9 号	市道路線の認定及び廃止について
日程第 12	議案第 10 号	令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 14 号) について
日程第 13	議案第 11 号	令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市一般会計補正予算

(第15号) について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第14 | 議案第12号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第13号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について |
| 日程第16 | 議案第14号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第17 | 議案第15号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算について |
| 日程第18 | 議案第16号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について |
| 日程第19 | 議案第17号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について |
| 日程第20 | 議案第18号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第21 | 議案第19号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について |
| 日程第22 | 議案第20号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について |
| 日程第23 | 議案第21号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について |
| 日程第24 | 議案第22号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について |
| 日程第25 | 議案第23号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算について |
| 日程第26 | 議案第24号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について |
| 日程第27 | 議案第25号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について |
| 日程第28 | 議案第26号 | 令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算 |

(第1号) について

- | | | |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 日程第29 | 請願第1号 | 75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める
請願について |
| 日程第30 | 要望第1号 | 安心して赤ちゃんを産み育てられるまちづくりへの
要望について |
| 日程第31 | 要望第2号 | 公共交通の抜本的改善に関する要望について |

発議第 1 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健

記

15番 北村 栄 司

1番 上谷 元 忠

議員提出議案第 1 号

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健 様

提出者 大阪狭山市議会議員 中野 学
同 上 西野 滋胤

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市議会の議員の定数に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

「15人」を「12人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 大阪狭山市議会の議員の定数については、令和4年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

議案第 1 号

大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する条例について

大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のとおり
提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）、市民、事業者その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による手続等を行うことができるようにするための共通する事項を定め、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例、規則、規程及び要綱（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則をいう。
- (2) 市の機関等 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。）若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、規則で定める方式により、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)について、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等

に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の規定により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(添付書面等の省略)

第7条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する状況の公表)

第8条 市の機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、毎年度、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

報酬並びに費用弁償支給条例及び大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

報酬並びに費用弁償支給条例及び大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報酬並びに費用弁償支給条例及び大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 報酬並びに費用弁償支給条例(昭和35年大阪狭山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

消防団長	〃	144,000
同 副団長	〃	109,000
同 分団長	〃	80,000
同 副分団長	〃	53,000
同 団員	〃	38,000

を

消防団長	<p>年額 144,000</p> <p>災害等における出動1回(4時間未満)につき 4,000</p> <p>災害等における出動1回(4時間以上8時間未満)につき 8,000</p> <p>災害等における出動1回の従事時間が8時間以上となる場合は、以降1時間(1時間未満は1時間とする。)ごとに、1,000円を加算する。</p> <p>訓練等における出動1回につき 3,500円</p> <p>点検整備、広報・啓発活動又は研修等の場合1時間につき 1,000</p>
同 副団長	<p>年額 109,000</p> <p>災害等における出動1回(4時間未満)につき 4,000</p> <p>災害等における出動1回(4時間以上8時間未満)につき 8,000</p> <p>災害等における出動1回の従事時間が8時間以上となる場合は、以降1時間(1時間未満は1時間とする。)ごとに、1,000円を加算する。</p>

	<p>訓練等における出動1回につき 3,500円</p> <p>点検整備、広報・啓発活動又は研修等の場合1時間につき 1,000円</p>
同 分団長	<p>年額 80,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間未満）につき 4,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間以上8時間未満）につき 8,000</p> <p>災害等における出動1回の従事時間が8時間以上となる場合は、以降1時間（1時間未満は1時間とする。）ごとに、1,000円を加算する。</p> <p>訓練等における出動1回につき 3,500円</p> <p>点検整備、広報・啓発活動又は研修等の場合1時間につき 1,000円</p>
同 副分団長	<p>年額 53,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間未満）につき 4,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間以上8時間未満）につき 8,000</p> <p>災害等における出動1回の従事時間が8時間以上となる場合は、以降1時間（1時間未満は1時間とする。）ごとに、1,000円を加算する。</p> <p>訓練等における出動1回につき 3,500円</p> <p>点検整備、広報・啓発活動又は研修等の場合1時間につき 1,000円</p>
同 団員	<p>年額 38,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間未満）につき 4,000</p> <p>災害等における出動1回（4時間以上8時間未満）につき 8,000</p> <p>災害等における出動1回の従事時間が8時間以上となる場合は、以降1時間（1時間未満は1時間とする。）ごとに、1,000円を加算する。</p> <p>訓練等における出動1回につき 3,500円</p>

に改める。

点検整備、広報・啓発活動又は研修等の場合 1時間につき 1,000

(大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和62年大阪狭山市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第8条中「服務する」を「服務に従事する」に、「水火災その他の災害」を「災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)」に改める。

第12条中「報酬を」を「年額報酬及び災害、訓練等の職務に従事する場合には、同条例に定める出動報酬を」に改める。

第13条を次のように改める。

(費用弁償)

第13条 団員が災害等の職務に従事する場合には、1回につき500円を費用弁償として支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため出張したときは旅費を支給する。

3 旅費の支給方法は、大阪狭山市職員の旅費に関する条例(昭和50年大阪狭山市条例第6号)の規定を準用し、旅費額については一般職の職員に支給する旅費額に相当する額を支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 3 号

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例について

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 4 年 (2022 年) 2 月 2 8 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大阪狭山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第8条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪狭山市個人情報保護条例（平成10年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハ」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第2号ハ」に改め、同条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第45条第3項中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6 号

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例について

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者」を「(当該対象者が成年に達した者である場合は、当該対象者。以下同じ。)」に改める。

第4条第1項中「又は婚姻により成年に達したものとみなされる対象者」を削る。

第6条中「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者」を「(当該受給者が成年に達した者である場合は、当該受給者。以下同じ。)」に改める。

第7条及び第10条第1項中「又は婚姻により成年に達したものとみなされる受給者」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪狭山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に18歳に達する者について適用し、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により成年に達したものとみなされる者及び同法附則第3条第2項の規定により婚姻をした者については、なお従前の例による。

議案第 7 号

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大阪狭山市国民健康保険条例（昭和36年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第16条の6の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く）。

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の

基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切り上げを行つた後の額とする。）

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の5」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第16条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪狭山市国民健康保険条例第20条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 4 年 (2022 年) 2 月 2 8 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表に次のように加える。

大阪狭山市水循環協議会	水循環計画の策定並びに推進についての協議及び審議に関する事務
-------------	--------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）
- 2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

水循環協議会委員	〃	7,000
----------	---	-------

議案第 9 号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
東池尻27号線	東池尻五丁目1283番19地先から	東池尻五丁目1283番30地先まで
東池尻47号線	東池尻二丁目1103番2地先から	東池尻二丁目1126番6地先まで
西池尻99号線	池尻自由丘三丁目195番3地先から	池尻自由丘三丁目199番4地先まで
西池尻107号線	東池尻三丁目933番3地先から	東池尻三丁目935番2地先まで
茱萸木83号線	茱萸木六丁目1020番61地先から	茱萸木六丁目319番8地先まで

茱萸木 86 号線	茱萸木三丁目 165 番 1 地先 から	茱萸木三丁目 165 番 6 地先 まで
茱萸木 87 号線	茱萸木三丁目 202 番 2 地先 から	茱萸木三丁目 199 番 1 地先 まで
茱萸木 88 号線	茱萸木七丁目 1193 番 7 地 先から	茱萸木七丁目 1193 番 6 地 先まで
茱萸木 89 号線	茱萸木七丁目 1356 番 6 地 先から	茱萸木七丁目 1970 番地先 まで
茱萸木 90 号線	茱萸木七丁目 1361 番 5 地 先から	茱萸木七丁目 1361 番 7 地 先まで
大野 25 号線	大野東 2069 番 56 地先か ら	大野東 2069 番 36 地先ま で

廃止する路線

路 線 名	起 点	終 点
東池尻 27 号線	東池尻五丁目 1283 番 19 地先から	東池尻五丁目 1283 番 17 地先まで
東池尻 47 号線	東池尻二丁目 1103 番 2 地 先から	東池尻二丁目 1113 番 1 地 先まで
西池尻 99 号線	池尻自由丘三丁目 195 番 3 地先から	池尻自由丘三丁目 191 番 12 地先まで
茱萸木 83 号線	茱萸木六丁目 1020 番 6 1 地先から	茱萸木六丁目 989 番 3 地先 まで

議案第10号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第14号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第14号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第11号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第15号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第12号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第13号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第14号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第15号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算に
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第16号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第17号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第20号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第21号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第22号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第23号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

議案第24号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)2月28日提出

大阪狭山市長 古川 照人